
津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務

～ 業務仕様書／プロポーザル実施要領／企画提案書等作成基準 一式 ～

1	津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務仕様書	3
1.1	業務名	3
1.2	業務の目的	3
1.3	業務概要	3
1.4	業務場所	3
1.5	実施日	3
1.6	業務内容	4
1.7	業務期間	4
1.8	業務履行条件	4
1.9	留意事項	4
2	基本業務内容	6
2.1	契約金額	6
2.2	ドローン演出時間	6
2.3	ドローン機体数	6
2.4	演出構成	6
2.5	順延費用とキャンセルポリシー	7
3	津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務プロポーザル実施要領	8
3.1	業務概要	8
3.2	予算(見積限度額)	8
3.3	実施形式	8
3.4	参加資格	8
3.5	プロポーザル実施スケジュール(予定)	10
3.6	質問及び回答	10
3.7	関係書類の提出	11
3.8	審査方法及び基準	11
3.9	審査結果	12
3.10	情報公開基準	12
3.11	その他	13
4	津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務企画提案書等作成基準	14

4.1	提出書類一覧	14
4.2	提出方法	14
4.3	企画提案書等の記載内容	15
5	問合せ先及び提出先	16
6	参照資料	17
6.1	ドローンセレモニー実施場所及び待機場所	17
6.2	花火打上場所(参考)	18
6.3	審査項目及び配点	19
6.4	企画提案書等の記載要領	20
6.5	見積書の記載要領	21
6.6	ドローンセレモニー基本構成	22

1 津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務仕様書

1.1 業務名

津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務

1.2 業務の目的

本業務は、津市合併20周年を記念する行事の一環としてドローンセレモニーを実施し、節目を祝う機運の醸成と市の魅力発信を行うものである。これにより、市内外からの誘客を促し観光振興を図るとともに、市民が気軽に楽しみ、同じ時間を共有できる機会を設けることで、市民の一体感の醸成につなげることを目的とする。

1.3 業務概要

津市合併20周年特別企画として津市合併20周年第73回津花火大会2026の花火打ち上げ前にドローンによるセレモニーを実施する。

1.4 業務場所

阿漕浦海岸・御殿場海岸沖

ただし、以下の点に留意すること。

(1) 実施場所について

阿漕浦海岸沖南方とするが、最終的な演出場所については、業務委託契約締結後、発注者、受注者及び花火打上事業者等との協議において決定するものとする。

また、ドローン待機場所として、海岸砂浜上を予定している。

現在想定している演出実施場所については、6.1 ドローン演出実施場所及び待機場所（P17）を参照すること。

(2) 花火打上場所について

花火の打ち上げ場所については、海上の台船上から打ち上げる。

6.2 花火打上場所（参考）（P18）を参照

1.5 実施日

令和8年7月25日(土) 午後8時から午後8時15分まで
また、以下の点に留意すること。

- (1) 荒天時の延期について
台風等の荒天時は、翌日に順延し、さらに翌々日まで順延する可能性がある(最長7月27日(月)まで)ものとする。
- (2) 延期の際の代替場所について
天候等の条件により花火打上は実施できたが、ドローンセレモニーのみが実施できなかった場合、延期日に発注者が指定する津市内の代替場所でドローンセレモニーのみを実施する場合がある。

1.6 業務内容

「2 基本業務内容」(P6)に従い提案すること。

1.7 業務期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

1.8 業務履行条件

委託業務の受注者は、当該業務の履行に際し、あらかじめ以下の内容を踏まえた作業計画について、発注者に説明を行い、承認を得るものとする。

- (1) 受注者は、業務の進捗状況について、発注者の求めに応じ説明を行い、承認を得なければならない。
- (2) 本仕様書に明示がなくとも、業務遂行上、当然必要と認められる事項については、受注者の責任において処理するものとする。
- (3) 前各号のほか、委託業務の履行条件については、委託契約締結後であっても、発注者、受注者が協議を行い、定めることができるものとする。

1.9 留意事項

- (1) ドローンの飛行に必要な手続きは、受注者が行う。
- (2) 受注者が委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は、受注者に帰属するものとするが、ドローンセレモニーを撮影した画像又は映像は、発注者が無償で利用することができる(受注者の事前許諾不要)
- (3) 受注者や観覧者がドローンセレモニーを撮影し、ホームページ、SNS等で拡散することは制限しない。

- (4) セレモニーに使用するドローンは、日本国内の法律に適合する機体システムを使用すること。
- (5) 立入禁止エリアは、発注者と受注者の協議後、発注者が立入禁止措置を行う。
- (6) 受注者による発注者へのインタビューの実施や、受注者のホームページ等への掲載など、受注者の広報活動に資する協力については、当該対応により業務遂行上の費用が抑えられる場合には、発注者は可能な範囲で協力するものとする。
- (7) 本業務による演出に受注者社名及びロゴマーク等を表示することができる。
- (8) 当日又は翌日以降の日において、観客や周辺住民、若しくはヨットオーナーからドローンに起因する賠償請求があった場合は、受注者の責任をもって解決すること。
- (9) 業務の遂行にあたっては、安全対策に十分配慮すること。
- (10) 受注者は、委託業務の処理にあたり、万一事故が発生したとき又はそのおそれがあるときは、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者へ連絡し、その指示を受けなければならない。
- (11) 委託業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。

2 基本業務内容

2.1 契約金額

3,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
※順延費用は含まない。

2.2 ドローン演出時間

原則、午後8時00分から午後8時15分までの15分程度

- (1) 業務委託契約締結後、双方協議の上決定するものとする。

2.3 ドローン機体数

ドローン300機以上。

2.4 演出構成

- (1) 津市合併20周年にふさわしい演出となるよう、津市の魅力をPRできる内容とすること。
- (2) ドローンセレモニー後半に発注者が指定する協賛企業の名称をドローンで表示すること。表示する企業数は3～6社を予定している。
- (3) 演出は文字だけでなくアニメーションを用いたものとする。
- (4) ドローンセレモニー時のBGM等の演出を行う際は、受注者において音源の使用手続きを行い、使用料を納めるものとする。
- (5) 音響機材、音響オペレーター、MC（ナレーター）については、発注者が別途用意する。
- (6) 演出内容は、予め発注者が確認するものとし、発注者の了解を得た上で確定させる。なお、演出内容の発注者から受注者への修正指示は、原則としてドローンセレモニー実施予定日の2週間前までとし、それ以降の修正については、受注者はこれを拒否することができるものとする。
- (7) ドローンセレモニーの企画及び運営は、受注者が責任を持って一元的に管理するものとする。

- (8) ドローン演出の基本構成は※ 6.6 ドローンセレモニー基本構成 (P 22) を参照すること。基本構成以外にも効果的な演出となるよう提案すること。

2.5 順延費用とキャンセルポリシー

- (1) 順延費用は 2.1 契約金額に示した金額に含まないため、順延の場合は、発注者側で別途負担する。最大 2 日間、順延の可能性があるため 1 日当たりの同一場所での順延費用を提案すること。
また、ドローンセレモニーのみが順延した場合の費用を、①当初実施場所と同じ場所で開催する場合と②代替場所での開催となる場合の 2 とおりに分けて提案すること。
- (2) キャンセルポリシーについて、1 か月前、2 週間前、3 日前、前日、当日に分けて、契約金額の何%が費用として必要になるか記載すること。

3 津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務プロポーザル実施要領

3.1 業務概要

- (1) 件名
津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務
- (2) プロポーザルの目的
津市合併20周年特別企画として津市合併20周年第73回津花火大会2026の花火打ち上げ前にドローンによる演出を実施するに当たり、企画力、演出の魅力、安全対策及び実施体制等を総合的に評価し、最優先候補者を選定することを目的として、本プロポーザルを実施する。
- (3) 業務内容
「津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務仕様書」(P3)を参照。

3.2 予算(見積限度額)

- 予算(見積限度額)は、下記のとおりとする。
- 3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- ※ 当業務に係る全ての経費とその内容を記載すること。
 - ※ 順延に係る費用は別途見積もること。

3.3 実施形式

公募型プロポーザル方式

3.4 参加資格

- 以下の条件を全て満たす者とする。
- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、次のア～エの書類を「津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務企画提案書等作成基準」(P14)に記載のとおり準備し、提出期限である3月26日(木)までに提出すること。
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (8) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと
- (9) ドローンセレモニー実施時に第三者に与えたドローンによる事故の損害を補てんする保険に加入すること。

3.5 プロポーザル実施スケジュール(予定)

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。審査（プレゼンテーション）の詳細については、後日通知する。

質問書の期限	令和 8 年 3 月 16 日(月) 午後 5 時
質問書の回答期限	令和 8 年 3 月 19 日(木) 午後 5 時
参加申込届・宣誓書の提出期限	令和 8 年 3 月 26 日(木) 午後 5 時
参加資格審査結果通知	令和 8 年 3 月 31 日(火) 午後 5 時
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 4 月 8 日(水) 午後 5 時
審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 4 月 17 日(金)
審査の結果通知	審査後速やかに

3.6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（別紙 3）を作成し、FAX または E-mail により提出すること。件名は「3 津市合併 20 周年記念ドローンセレモニー実施業務に係る質問」とし、内容を簡潔に記載すること。（FAX：059-229-3335 E-mail:229-3170@city.tsu.lg.jp）なお、電話等による質問は一切受け付けない。

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 16 日(月) 午後 5 時 必着

(3) 提出先

津花火大会実行委員会事務局（津市商工観光部観光振興課内）

FAX：059-229-3335

E-mail:229-3170@city.tsu.lg.jp

(4) 回答方法等

令和8年3月19日(木) 午後5時までに回答を津花火大会公式ホームページ(<https://tsu-hanabi.info>)に掲載する。なお質問者名は公表しない。

3.7 関係書類の提出

(1) 関係書類の作成

関係書類の作成については、「津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務企画提案書等作成基準」(P14)に基づき作成し、提出期限までに提出すること。

なお、提出された書類の返却は行わない。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出期限

令和8年4月8日(水) 午後5時 必着

(4) 提出先

津花火大会実行委員会事務局（津市商工観光部観光振興課内）

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

3.8 審査方法及び基準

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす参加者から企画提案書等の提出を求めた後、津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務公募型プロポーザル方式審査委員会において審査を行う。同点の場合は、審査委員会で協議の上、決定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

(1) 審査の方法

審査の留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査は Web 会議システム「Zoom」を用いて実施する。ミーティング ID などは発注者側で準備するものとし、前日までに参加者に通知する。

- イ 時間設定は説明20分以内、質疑応答10分以内とする。
- ウ 提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこととする。
- エ プレゼンテーション中は、社名等を伏せること。

(2) 審査の基準

審査項目及び配点は、「6.3 審査項目及び配点 (P19)」を参照すること。

3.9 審査結果

(1) 通知方法及び時期

審査結果は、参加者全員に対し、審査後速やかに書面により通知する。

(2) 契約手続等

審査により、最上位者として選定された最優先候補者を当該業務に係る随意契約見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行う。

3.10 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件			○
選定条件			○
提案書類等	提案者名	×	○
	企画提案書等	×	○ (注1)
	見積書	×	△ (注2)
	その他提出書類	×	○ (注1)
採点表 (合計点)		○ (注3)	○
採点表 (各評価項目点)			×
委員名簿			○ (注4)
選定結果			○

○：開示、△一部開示、×不開示

(注1) 企画提案書等及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

3.11 その他

(1) 必要経費の負担

企画提案書等の作成、プレゼンテーションへの参加等、本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 辞退の取扱い

参加申込届の提出後、審査の3日前までいつでも参加を辞退することができる。その場合は、書面（様式は問わない）の提出及び電話での連絡をすること。

(3) 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

ア 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合

イ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合

ウ 提出を求める必要書類等について、作成基準に違反する表現が記載されている場合

エ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

オ 審査の公正を害する行為があった場合

カ 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があると認められる場合

4 津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務企画提案書等作成基準

4.1 提出書類一覧

(1) 参加申込関係等 各1部

- ア 参加申込届
- イ 実務経験者の雇用を証明できる書類
- ウ 国税の未納の税額がないことの証明書
- エ 都道府県民税及び市町村税の完納証明書
- オ 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- カ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
- キ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ク 印鑑(登録)証明書

※ ウ～クについては、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は省略できる。

(2) 宣誓書

(3) 企画提案関係
提出部数等

項目	部数	備考
企画提案書（様式自由） （「6.4.企画提案書の記載要領」参照）	12部	社名を記載したもの1部 社名を記載しないもの11部
別紙1 プログラム表 別紙2 実績調書	12部	社名を記載したもの1部 社名を記載しないもの11部
過去5年以内の受託実績証明書 （契約書の写し等）	1部	1部
見積書 （「6.5.見積書の記載要領」参照）	12部	社名を記載したもの1部 社名を記載しないもの11部

4.2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

4.3 企画提案書等の記載内容

企画提案書等の提出は、1者につき1提案とする。

また、「津市合併20周年記念ドローンセレモニー実施業務プロポーザル実施要領」に掲げる審査の基準を考慮し、記載する内容は「6.4 企画提案書等の記載要領（P20）」を参照すること。

5 問合せ先及び提出先

津花火大会実行委員会事務局（津市商工観光部観光振興課内）

担 当：岸江、元川、伊藤

住 所：〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号

電 話：059-229-3234

F A X：059-229-3335

E-mail：229-3170@city.tsu.lg.jp

6.2 花火打上場所(参考)

最終的な花火打上場所については、台船事業者及び花火打上事業者等との協議において決定する。(ブイや警戒船の位置は予定)

海上の警戒船は発注者が用意する。



6.3 審査項目及び配点

項目	内容	配点
ドローンセレモニーについて	① ドローンセレモニーについて、構成等は魅力的な提案がなされているか。 ② 津市のキャラクターを利用した内容になっているか。 ③ ドローンセレモニーは津市合併20周年にふさわしい魅力的な演出であるか。 ④ 協賛企業名の表示は考慮されているか。 ⑤ 提案内容は、新規性・独自性・地域性などの観点から企画されているか。 (各10点)	50
安全対策・危険予防	① 加入している保険の内容は十分なものか。 ② ドローン飛行に係る許可取得内容や周辺に対する十分な安全対策が提案されているか。 ③ その他、安全対策において優れた提案がなされているか。 (各5点)	15
提案会社に関する事	① ドローンセレモニー・ショーの実績について ② ドローンセレモニー・ショーでの事故歴について ③ 提案者は、提案内容を明確に説明し、質問等に対して的確に対応できているか。 ④ 組織体制は、業務を確実に履行できるものとなっているか。 (各5点)	20
見積書	① 提案内容に示された見積額の優位性はあるか。 ② 提案内容に示された順延費用の優位性はあるか。 ③ キャンセルポリシーは合理的な内容であるか。 (各5点)	15
合計		100

6.4 企画提案書等の記載要領

項目	内容
ドローンセレモニーについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 演出構成、タイムスケジュール等について <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙1」のプログラム表を用い、演出の構成、おおよそのタイムスケジュールを記載すること ● 津市のキャラクターを使用した演出について提案すること ● 津市合併20周年にふさわしい魅力的な演出を提案すること ● その他、新規性、独自性、地域性等のセールスポイントについて
安全対策・危険予防	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故等に対する保険内容について ● ドローン飛行に係る許可取得内容や周辺に対する安全対策について ● その他、アピールできる安全対策について
提案会社に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年間のドローンセレモニー・ショーの実績について ● 「別紙2」の形式を用いること <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去5年間の事故歴について <ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況、原因、その後の対応について記載すること

6.5 見積書の記載要領

項目	内容
見積書	<ul style="list-style-type: none">● 申請書作成等諸経費、ドローンセレモニー費用、第三者賠償保険、その他当業務に係る全ての経費（消費税及び地方消費税を含む）とその内訳について● 見積額は、3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とし、当業務に係る全ての経費とその内容を記載すること。● 順延費用は2.1 契約金額に示した金額に含まないため、順延の場合は、発注者側で別途負担する。最大2日間、順延の可能性があるため1日当たりの同一場所での順延費用を提案すること。 ドローンセレモニーのみが順延した場合の費用を、①当初実施場所と同じ場所で開催する場合と②代替場所での開催となる場合の2とおりに分けて提案すること。● キャンセルポリシーについて、1か月前、2週間前、3日前、前日、当日に分けて、契約金額の何%が費用として必要になるか記載すること。

6.6 ドローンセレモニー基本構成

区分	内容
冒頭 (2分程度)	<ul style="list-style-type: none">・「津市合併20周年」及び「第73回津花火大会2026」を表示すること。・その他効果的な演出を入れること。
中盤 (8分程度)	<ul style="list-style-type: none">・津市PRキャラクター「シロモチくん」を使ったアニメーション表示すること。・その他効果的な演出を入れること。
終盤 (5分程度)	<ul style="list-style-type: none">・協賛企業3～6社の企業名を表示すること。(ロゴや企業をイメージしたアニメーションについても協力表示すること)・花火打ち上げのカウントダウンを表示すること。(何秒前からカウントダウンさせるかの提案をすること)

※このほかにも効果的な演出があれば提案すること。

※ドローンセレモニーの詳細については、契約締結後に受注者、発注者協議のうえ決定する。

参考

津市PRキャラクター「シロモチくん」



(以下余白)